

資料2

7 林整研第144号
令和7年7月15日

農林水産省国立研究開発法人審議会
会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて(諮問)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の7第2項の規定に基づき、別添「国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて（案）」について貴審議会の意見を求める。